

令和2年度答申第77号
令和3年2月22日

諮問番号 令和2年度諮問第96号（令和3年2月3日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 特定中国残留邦人等に対する一時金支給申請却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等自立支援法」という。）13条3項の規定に基づき、一時金の支給申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は同条に規定する特定中国残留邦人等とは認められないとして、本件申請を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 中国残留邦人等自立支援法は、国は、「中国残留邦人等」のうち、「特定中国残留邦人等」に対し、一時金を支給すると規定している（13条3項）。

そして、中国残留邦人等自立支援法は、「中国残留邦人等」とは、中国の地域における昭和20年8月9日以後の混乱等の状況の下で本邦に引き揚げることなく同年9月2日以前から引き続き中国の地域に居住している者であって同日において日本国民として本邦に本籍を有していたもの及びこれらの者を両親として同月3日以後中国の地域で出生し、引き続き中国の地域に居住している者等をいい（2条1項）、「特定中国残留邦人等」とは、永住帰国した中国残留邦人等（明治44年4月2日以後に生まれた者であって、昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国し、永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有する者に限る。）であって、昭和21年12月31日以前に生まれたもの（同日後に生まれた者であって同日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして「厚生労働省令で定める者」を含み、60歳以上の者に限る。）をいうと規定している（13条1項、2項）。

(2) 上記(1)の「厚生労働省令で定める者」については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号。以下「中国残留邦人等自立支援法施行規則」という。）13条の2が、昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等（永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有するものに限る。）であって、その生まれた日以後中国の地域等においてその者の置かれていた事情に鑑み、明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情にあるものとして「厚生労働大臣が認めるもの」とすると規定している。

(3) 上記(2)の「厚生労働大臣が認めるもの」については、平成20年5月9日に厚生労働省社会・援護局が策定した「昭和22年1月1日以後に生まれた永住帰国した中国残留邦人等による「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第13条第3項の一時金の支給申請に係る事務処理方針」（平成27年1月16日の第3次改正後のもの。以下「本件事務処理方針」という。）が、「昭和25年以降に出生した者」の場合には、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であると定めている。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人の父のP（以下「父P」という。）は、昭和14年3月3日、Q（中国国籍。以下「母Q」という。）と中国の方式により婚姻をした。母Qは、父Pとの婚姻により、日本の国籍を取得した。

（改正原戸籍（筆頭者：P））

- (2) 父Pと母Qとの間に、昭和15年a月b日に長女のR（以下「長女R」という。）が、昭和17年c月d日に長男のS（以下「長男S」という。）が、昭和22年e月f日に二女のT（以下「二女T」という。）が、昭和27年g月h日に二男のU（以下「二男U」という。）が、昭和30年i月j日に三男のX（審査請求人）が出生した。

（改正原戸籍（筆頭者：P））

- (3) 審査請求人は、父P、母Q、長男S、二女T及び二男Uとともに、昭和55年3月4日に、長女Rは、平成21年2月26日に、それぞれ初めて日本に永住帰国した。

なお、父Pは平成11年2月25日に、母Qは平成6年10月1日に、二男Uは平成3年10月7日に、それぞれ死亡した。

（引揚証明書、帰国情報（永住帰国）、審査請求人に係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、長男Sに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、二女Tに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、長女Rに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、改製原戸籍（筆頭者：P）、「昭和25年以降に出生した者であって、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者であること」の調査書）

- (4) 処分庁は、平成20年3月28日付けで長男Sに対し、同年5月29日付けで二女Tに対し、平成22年3月30日付けで長女Rに対し、それぞれ一時金を支給する決定をした。

（長男Sに係る支給決定通知書、二女Tに係る支給決定通知書、長女Rに係る支給決定通知書）

- (5) 審査請求人は、平成27年10月22日、処分庁に対し、一時金の支給申請（本件申請）をした。

（特定中国残留邦人等に対する一時金申請書）

- (6) 処分庁は、令和元年7月29日付けの却下通知書により、審査請求人に対し、本件申請を却下する処分（本件却下処分）をした。

なお、上記却下通知書には、「法（注：中国残留邦人等自立支援法）第13条に定める「特定中国残留邦人等」とは認められないため。」との理由が付されていた。また、上記却下通知書に添付された審査請求人を名宛人とする書面には、「法（注：中国残留邦人等自立支援法）第13条第3項に定める一時金の支給を受けるためには、昭和25年1月1日以後に出生した方については、ソ連参戦以後の引揚困難事由（留用、中国内戦、中国政府による帰国の不許可など）の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められなければなりません。あなたは、父：P様、母：Q様の三男として昭和30年i月j日に中国で出生し、両親に養育されました。あなたの両親の残留状況は、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き中国の地に残留することを余儀なくされたものであったとは認められず、よってあなたは、「昭和21年12月31日以前に生まれた永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情があるもの」とは認められませんので却下となったものです。」との記載がされていた。

(却下通知書)

(7) 審査請求人は、令和元年10月31日に、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(8) 審査庁は、令和3年2月3日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

父Pは、やむを得ない様々な理由に迫られて中国に残ったのであり、絶対に自ら望んで中国に残ったのではないから、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 特定中国残留邦人等の意義について

本件事務処理方針は、中国残留邦人等自立支援法施行規則13条の2に規定する「厚生労働大臣が認めるもの」に該当する要件として、「昭和25年以降に出生した者」については、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であると定めている。そして、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」とは、ソ連軍が日本人の本国送還について何らの措置を採らないまま撤退したことによる影響、国

民政府軍又は中国共産党軍による留用による影響、中国の内戦による影響、集団引揚げ以外の個別引揚げが中国政府による帰国の不許可などにより困難であったことによる影響などの下において、これに起因して、本邦に引き揚げることなく引き続き中国の地域に居住することを余儀なくされた者をいうものと解される。

なお、ある者が「ソ連参戦以後の引揚げ困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」に該当するか否かを判断する際には、当該者を養育していた両親の事情も考慮する。

2 審査請求人が特定中国残留邦人等に該当するか否かについて

審査請求人は、父Pはやむを得ない様々な理由に迫られて中国に残ったのであって、絶対に自ら望んで中国に残ったのではないと主張し、その理由として、次の(1)及び(2)に記載の「やむを得ない状況」により中国に残留することを余儀なくされた審査請求人の家庭の実情を考慮すべきであると申し立てているので、その申立てについて検討する。

(1) 「父Pは、家族の生活のために、自分を犠牲にして日本籍の技術要員として留用された。」との申立てについて

父Pの署名による昭和52年11月8日付けの書面（「私の渡航から現在までの経歴」）には、父Pは、昭和21年の現地召集解除後、A地に戻り、留用日（本）籍技術人員として、B社に勤務したが、仕事が思わしくなく、母Qの親元であるC地に出たものの、当時のC地は就職先が少なかったため、昭和23年にD地に移り、中国人が経営するE社に留用日（本）籍技術人員として勤務し、昭和24年末にはE社を退職し、昭和25年以降は経営難や資金不足等で中国人の経営する工場を転々としていた旨の記載があるから、父Pは、強制的に中国の軍や政府に留用されたものとは認められない。

(2) 「日中両国に国交もなく、お金もなく、国の手助けもなく、帰りたくても帰ることができず、日本赤十字社による在留日本人の帰国の機会がやってきた際（昭和28年）にも、母Qが精神に異常をきたしてしまい、父Pは、病人と子供の世話のため、そして、家族を守るために、自分を犠牲にする選択をして中国に残留した。」との申立てについて

中国本土からの邦人の引揚げについては、昭和20年11月から昭和24年10月までは前期集団引揚げを、昭和28年3月から昭和33年7月までは後期集団引揚げを実施している。そして、個別引揚げにおいても、

昭和27年2月には船運賃国庫負担制度を設けるなどして、必要な措置を講じている。

また、父Pが、病人と子供の世話のため、そして、家族を守るために、自分を犠牲にする選択をして中国に残留したという事情は、ソ連参戦以後の引揚困難事由には当たらない。

以上によると、父Pは、ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものとは認められないから、父Pに養育されていた審査請求人は、特定中国残留邦人等に該当しない。

- 3 したがって、本件却下処分は適法かつ正当であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（審査庁）：令和元年10月31日

反論書の提出期限：令和2年3月5日

審理員意見書の提出：同年11月18日

（反論書の提出期限から約8か月半）

本件諮問：令和3年2月3日

（本件審査請求の受付から約1年3か月）

- (2) そうすると、本件では、反論書が提出されずにその提出期限を徒過して約8か月半も経過した後になってようやく審理員意見書が提出された結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年3か月の期間を要している。しかし、反論書の提出期限を経過した後何らかの調査が行われた形跡はうかがわれなし、審理員意見書の内容からも、その作成にこれだけの期間を要する事情があったとは考えられない。したがって、審理員意見書が速やかに作成されていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は、6か月程度で済んだものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善することにより、審査請求事件の手續の迅速化を図る必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段

違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 違法性又は不当性について

- (1) 中国残留邦人等自立支援法 13 条 3 項の規定に基づき一時金の支給対象となる特定中国残留邦人等のうち、昭和 22 年 1 月 1 日以降に生まれた者については、その生まれた日以後中国の地域等においてその者が置かれた事情に鑑み、昭和 21 年 12 月 31 日までに生まれた者に準ずる事情があるものとして厚生労働大臣が認める者に限るとされ（同条 1 項、中国残留邦人等自立支援法施行規則 13 条の 2）、これを受けて制定された本件事務処理方針は、昭和 22 年以降に生まれた者のうち、「昭和 25 年以降に出生した者」については、「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であることが必要であるとしている。そして、「ソ連参戦以後の引揚困難事由」とは、国民政府軍又は中国共産党軍による留用、中国の内戦、中国政府による帰国の不許可などをいうものとされている（上記第 2 の 1、厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室の各都道府県中国残留邦人等支援事業担当者宛ての平成 27 年 2 月 18 日付け事務連絡「満額の老齢基礎年金等の支給」のための一時金の認定基準の見直しについて」）。

そうすると、審査請求人は、「昭和 25 年以降に出生した者」である（上記第 1 の 2 の (2)）から、本件では、審査請求人が「ソ連参戦以後の引揚困難事由の影響により、引き続き残留を余儀なくされたものと認められる者」であるか否かが問題となる。

なお、審査請求人は、当時、父 P と中国籍の母 Q によって養育監護されていたから、審査請求人について「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったか否かを判断するには、父 P について「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったか否かを検討するのが相当である。

- (2) 審査請求人の主張と各項末尾掲記の資料によれば、父 P が中国に渡ってから日本に永住帰国するまでの経緯は、以下のとおりである。

ア 父 P は、昭和 13 年、就職先の F 社に赴任するため、中国に渡り、G 地に居留した。しかし、F 社が解散してしまったため、昭和 14 年、H 社に入社し、その A 地支店、G 地本社に勤務した。昭和 18 年、H 社を自己都合で退職し、I 社に転職し、その G 地支店に転職した。この間、父 P は、昭和 14 年に母 Q と婚姻をし、昭和 15 年に長女 R が、昭和 17 年に長男 S が出生した。

(「私の渡航から現在までの経歴」と題する書面、改正原戸籍(筆頭者:P))

イ 父Pは、昭和20年4月20日に召集され、独立歩兵第k大隊に編入され、同年5月30日に独立警備歩兵第1大隊に転属した。終戦後、現地召集解除(除隊)となり、A地に戻り、B社の工場に勤務したが、仕事が思わしくないため退職し、母Qの親元のC地に出た。しかし、当時のC地には、工場や就職場所が少なかったため、昭和23年、D地に移り、E社の工場に就職した。この間、昭和22年に二女Tが出生した。

(「私の渡航から現在までの経歴」と題する書面、独立歩兵第k大隊留守名簿、独立警備歩兵第1大隊留守名簿、除隊召集解除者連名簿、改正原戸籍(筆頭者:P))

ウ 父Pは、昭和24年末にE社の工場を退職し、昭和25年以後は、J社、K社、L社などの工場に勤めた。この間、昭和27年に二男Uが出生した。

(「私の渡航から現在までの経歴」と題する書面、改正原戸籍(筆頭者:P))

エ 昭和28年から始まった中国本土からの邦人の後期集団引揚げの際に、母Qが大きなショックを受け、ひどいノイローゼとなったため、父Pは、中国に残留して生計の立て直しに努め、日本への帰国については時機を待つことにした。そうしているうちに、母Qの病気は、だんだん良くなり、昭和30年に審査請求人が出生し、父Pは、昭和33年にM社に正式に就職した。そして、昭和51年に長男SがV(中国国籍)と婚姻をした。

(「私の渡航から現在までの経歴」と題する書面、改正原戸籍(筆頭者:P))

オ 父Pは、昭和55年3月4日、母Q、長男S、二女T、二男U及び審査請求人とともに、初めて日本に永住帰国した。長女Rも、平成21年2月26日に初めて日本に永住帰国した。

(引揚証明書、帰国情報(永住帰国)、審査請求人に係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、長男Sに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、二女Tに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書、長女Rに係る永住帰国した中国残留邦人等であることの証明書)

上記の経緯からは、父Pが中国政府により留用されたために日本に帰国することができなかったという事情はうかがわれない。

- (3) 審査請求人は、本件審査請求において、「父Pは、やむを得ない様々な理由に迫られ中国に残ったのです。絶対に自ら望んだものではありません。」と主張するとともに、「父の経歴」、「N新聞の記者が父を取材した際の記述」及び「10月19日付の手紙」を提出して、これらの資料を参照するよう求めている。

そこで、これらの資料について検討する。

ア 「父の経歴」

これは、父Pが「私の渡航から現在までの経歴」と題して昭和52年（1977年）11月8日付けで作成した書面である。この資料には、父Pが中国に渡航した昭和13年から日本に永住帰国する準備をしていた昭和52年11月までの経歴が記載されているが、その内容は、上記(2)のアからエまでに記載したとおりであって、その記載内容からは、父Pが中国政府により留用されたために日本に帰国することができなかったという事情はうかがわれない。

かえって、この資料の中には、昭和28年から始まった中国本土からの邦人の後期集団引揚げの際に、母Qが大きなショックを受け、ひどいノイローゼとなったため、「私（注：父P）は「たとい自分を犠牲にしても人情はずれた道義に反する事は出来ない、か弱い女、子供たちの為には身を粉にしても生活とたたかっつゆかねばならない」と意を決しました。そこでO社の方と中国当局に此の私の特殊状況を了承して貰い暫時残留して生計のたて直しにつとめ、時機を待たして貰う事にして貰いました。」との記載がされているから、この記載からは、父Pは自らの意思で中国に残留したものと認められる。

イ 「N新聞の記者が父を取材した際の記述」

これは、書籍「W」（N新聞）に収録された父Pに対する取材内容である。この書籍にも、父Pが中国政府により留用されたために日本に帰国することができなかったことをうかがわせる内容は記載されていない。

かえって、この書籍には、昭和28年から始まった中国本土からの邦人の後期集団引揚げについての「それを聞いて家内がいろいろと悩んだわけなんです。どうしたらいいか、とですね。それで、正常を失するぐらいの病気になってしまって…。ぼくも本当は、帰りたかったんです。けれども、

病気の家人と子どもを残して帰ることはとてもできなかったんです。離縁して帰った人とか、いろんな話も耳にしましたが。その時に日本赤十字社の方とこちらの公安局の方が来られて、暫時帰国を見合わせたほうがよいただろうとおっしゃってくださいまして、残ることにしたんです」との父Pの発言や、日本への帰国についての「若い時分には、人生意気に感ずとか、男子志をたてて郷関を出づとか、それに近い気持ちでやってきたわけですから、どんな苦難があってもここに骨を埋めようと思っていました。しかしですね、トシとともに生活はだんだん安定してきてはおりますが、自分の心のよりどころを求めたくなってくると、どうしても日本へ日本へと気持ちが動いて行くんです」との父Pの発言が記載されているから、これらの記載からは、父Pは自らの意思で中国に残留したものと認められる。

ウ 「10月19日付の手紙」

これは、審査請求人の厚生労働大臣宛ての手紙であるが、その内容は、審査請求人の家庭は暮らしが不安定で困難な状況にひんしていたため、父Pは常に家族の生活のために奔走し、帰国したくても帰国することができなかったという当時の審査請求人の家庭の実情を述べているものであって、父Pについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったことの証拠となるものではない。

以上のとおりであり、審査請求人が提出した上記資料からは、父Pについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったと認めることはできない。

そして、一件記録を精査しても、父Pについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったと認めることができる資料は見当たらない。

- (4) そうすると、父Pについて「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったということはできないから、その養育監護の下にあった審査請求人についても「ソ連参戦以後の引揚困難事由」があったということはできず、審査請求人は、中国残留邦人等自立支援法13条に規定する特定中国残留邦人等に該当しない。

したがって、本件却下処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公

美